

中札内村まちなかにぎわいづくり事業補助金実施要領

第1 目的

市街地中心部のにぎわいづくりが求められていることから活性化を図るため、市街地区内等において実施される商工業の事業進出及び拡大等に対して支援を行い、活力と魅力あるまちなかづくりを推進する。

第2 事業の内容

- (1) 新規店舗施設整備事業
- (2) 空き店舗改修事業
- (3) 既存店舗改修事業
- (4) 賃貸店舗等家賃助成事業

第3 対象

村内に住所を有する個人、団体及び法人又は新規で村内で事業を開始する個人、団体及び法人等で事業開始までに村内に住所を有する者とする。ただし、市町村税等（国民健康保険税含む。）の未納があるものは除く。

第4 助成内容及び助成額

助成内容及び助成額は、別表1に定めるとおりとし、補助金の交付に関しては、中札内村補助金等交付規則（平成14年3月11日規則第21号。以下「交付規則」という。）で定めるほか、この要領に定めるところによる。

- 2 助成金の算出額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 国及び北海道の制度による補助金を受ける場合は、交付対象外とする。
- 4 中札内村小規模起業支援事業による補助金を受ける場合は、当該対象経費を除くものとする。

第5 助成の条件

助成金を受けようとする個人、団体及び法人は、次の要件を履行しなければならない。なお、要件の履行がなされない場合は、村に助成金を返還しなければならない。

- (1) 中札内村商工会への入会を条件とし、新規店舗施設整備事業及び空き店舗改修事業の助成を受けた者は、事業開始後3か月、6か月、12か月に中札内村商工会による経営診断、指導を受けなければならない。
- (2) 事業補助終了後3年以上継続して事業を行わなければならない。

第6 助成金の申請

助成金を受けようとする者は、新規店舗施設整備等計画申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に必要書類を添付し、中札内村商工会に提出するものとする。

- 2 中札内村商工会は、前項の申請書が提出された時は内容を審査したうえで村長に進達しなければならない。

第7 助成金の決定

村長は、申請書の提出があった時はその内容を審査し、助成金を交付すべきと認めるときは、助成金交付対象承認書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の通知を行ったときは、中札内村商工会に対しても助成金を承認した旨を通知するものとする。

第8 助成金の交付

前第7第1項により承認を受けた者で、助成金の交付を受けようとする者は、交付規則第6条で定める補助金等交付申請書（第1号様式）に助成金交付対象承認書（別記第2号様式）等の関係書類を添えて、当該事業の確定後すみやかに村長に提出しなければならない。

- 2 交付申請以降の手続き等については、交付規則による定めと様式を準用する。

第9 助成金交付後の措置

中札内村商工会は、助成金の交付を受けた者に対して、事業開始後3か月、6か月、12か月に経営診断、指導を行わなければならない。

- 2 前項の経営診断、指導を行ったときは、その内容を書面により村長に報告しなければならない。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、この事業に関して必要な事項が生じた場合は、別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。
（中札内村空き店舗対策事業実施要領等の廃止）
- 2 中札内村空き店舗対策事業実施要領及び中札内村中心街遊休地活用事業実施要領は廃止する。

別表 1

中札内村まちなかにぎわいづくり事業助成対象基準及び助成額等

区分	助成対象基準	助成額等
(1) 新規店舗施設整備事業	<p>●対象 市街地区内において店舗及び事務所を新築（但し店舗併用住宅の場合は住宅部分を除く）した場合</p> <p>●助成対象経費 施設整備費又は家屋・土地取得費、備品購入費</p>	<p>●助成額 助成対象経費の 50%以内</p> <p>●助成限度額 1 事業 500 万円</p>
(2) 空き店舗改修事業	<p>●対象 村内の空き店舗、店舗併用住宅、事務所を取得し、改修により開店、又は賃借による空き店舗、店舗併用住宅、事務所を増改築（改修含む）して開店した場合（但し店舗併用住宅の場合は住宅部分を除く）。</p> <p>●対象経費 施設改修費、備品購入費</p>	<p>●助成額</p> <p>①取得による店舗増改築 助成対象経費の 50%以内</p> <p>②賃貸による改修 助成対象経費の 40%以内</p> <p>●助成限度額</p> <p>①取得による店舗増改築 1 事業 500 万円</p> <p>②賃貸による改修 1 事業 200 万円</p>
(3) 既存店舗改修事業	<p>●対象 新たな経営革新を図るため、村内既存店舗の改修費（但し店舗併用住宅の場合は住宅部分を除く）。1 年度内に 1 事業とする。</p> <p>なお、新たな経営革新を図る取組みとは以下の取組みとする。</p> <p>①新たな顧客層を呼込むた</p>	<p>●助成額 助成対象経費の 40%以内</p> <p>●助成限度額 年度内 1 事業 200 万円</p>

	<p>めの整備 ②幅広い年齢層の集客を図る整備 ●対象経費 施設改修費、備品購入費</p>	
<p>(4) 賃貸店舗等家賃助成事業</p>	<p>●対象 賃借による店舗及び事務所を開店した場合(但し店舗併用住宅の場合は住宅部分を除く)。 ●対象経費 家賃</p>	<p>●月額家賃の50%以内 ●助成限度額 月額5万円 ●助成期間 交付決定を受けた日の属する月から1年間</p>
<p>※1 施設整備費(又は施設改修費)とは、内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事、電気照明工事に係る費用とする。</p> <p>※2 家屋、土地取得費とは建物、土地購入に係る費用とする。ただし登記諸費や印紙等の費用は除く。</p> <p>※3 備品購入費とは、国税庁が定める耐用年数4年以上の物品とする。</p> <p>※4 家賃については、管理費、共益費、敷金、礼金、保証金は除く。</p>		